

韓日両国の鬱陵島認識の起源

伊藤政彦*

(e-mail : shinkiku@hanmail.net)

目次

はじめに

1. 韓国の鬱陵島認識

- (1) 『三国史記』 および 『三国遺事』 に見える鬱陵島(于山国)
- (2) 新羅の天下観と鬱陵島

2. 日本の鬱陵島認識

- (1) 『権記』 『本朝麗藻』 『公任集』 に見える鬱陵島
- (2) 日本の11世紀の鬱陵島認識

おわりに

はじめに

韓国と日本は地理的には海を挟んで相対する一衣帯水の隣国同士であり、歴史的にみても非常に深い交流関係を結んできた。現在の両国関係はおおむね良好であり、最近では人的交流の増加および一般化と、いわゆる「韓流」ブームによって日本において韓国文化に対する関心が高まり、その結果としての相互理解、友好関係の進展は刮目すべきものがある。しかしその一方で両国の間には数多くの解決すべき問題が残されている。こうした問題のひとつに独島/竹島の領有権をめぐる問題があり、両国の友好関係定立のためには避けて通ることのできない問題となっている。

この独島/竹島の領有権をめぐる問題は近代、現代だけに限られた問題ではなく、近世以前から存在していたが、江戸時代には独島/竹島だけではなく鬱陵島をも含めて争点と

* 우송정보대 관광일본어과 전임강사

なってきた。1693年(元禄6)から1696年(元禄9)にかけてのいわゆる「竹島一件」¹⁾がその代表的なあらわれであった。

このように韓国と日本の中で領有権をめぐる過去において問題となった鬱陵島の地理学および地質学的条件について概観すると、鬱陵島は北緯37度27分から同37度33分、東経130度47分から同130度56分に位置しており、今から約2500万年前、新生代第3期と第4期の間に海底火山爆発によりできたとされる五角形の形をした島で、東西約10km、南北約9.5km、面積は約73km²、海岸線の長さは約42kmである。²⁾慶尚北道蔚珍竹辺から130.3km(70.4海里)離れており、付属島嶼には観音島、竹嶼、青島、三仙岩、孔岩、竹岩、燭台岩などがある。³⁾鬱陵島は後述するように『三国史記』『三国遺事』などに見えるように512年(新羅・智証麻立干13)に伊滄異斯夫が征伐した于山国の所在地である。

鬱陵島をめぐる問題は地理的、歴史的、経済的などさまざまな側面を持っているが、このうち歴史的な面について考える場合、まず何よりも鬱陵島が両国の文献にいつごろから、どのように表れているのかについて知る必要がある。

韓国側の鬱陵島に関する歴史資料上の記録は古くは『三国史記』『三国遺事』の記事をあげることができる。『三国史記』は現存する韓国最古の歴史書であり、金富軾らが1145年に完成させた紀伝体の正史である。また『三国遺事』は13世紀末に仏教僧である一然によって執筆されたとされる私撰史書であり、『三国史記』に次いで二番目に古い歴史書とされる。

一方、日本側の鬱陵島に言及している文献のうち時代的に古いものとしては『権記』『公任集』『本朝麗藻』『狭衣物語』などをあげることができる。『権記』は平安時代中期の藤原行成の日記で『行成卿記』『権大納言記』とも呼ばれている。同じく平安時代中期の藤原公任の家集である『公任集』は『四条大納言公任集』『前大納言公任卿集』とも呼ばれる。そして『本朝麗藻』は1007年(寛弘4)–1008年(寛弘5)ごろに高階積善により編まれたとされる漢詩集であり、『狭衣物語』は11世紀後半に『源氏物語』の影響を受けて成った作り物語である。

本稿では韓国と日本との海に浮かび、古くから両国の人々の交渉の舞台となり、時

1) ここで言う「竹島」は現在の独島/竹島ではなく鬱陵島を指す。「竹島一件」は1693(元禄6)年に竹島(現在の鬱陵島)に出漁した伯耆国米子の漁民が同島で遭遇した朝鮮の安竜福と朴於屯の2名を拉致したことに端を発する。鳥取藩は江戸幕府にこれを報告し指示を仰いだ。幕府は対馬藩に2名を長崎経由で朝鮮へ引き渡すことを命ずるとともに竹島は日本の領土であるから朝鮮人の出漁を禁止するよう朝鮮政府へ要請させた。しかし釜山倭館での交渉が紛糾したため幕府は改めて検討を行ない、最終的には1696(元禄9)年1月に日本人の竹島への渡航を禁止する旨を鳥取藩に通告、対馬藩にその旨を朝鮮国へ伝達するよう命じた。

2) 원종환 · 김상엽(1982) 『한반도에서의 제4계 화산활동에 관한 연구-울릉도-』 강원대학교. p.2などによる。

3) 独島/竹島については鬱陵島の付属島嶼とする見解と、独立した島嶼であるとみなす見解がある。

には領土問題の原因ともなったこの鬱陵島をめぐる問題について歴史的な側面から考察する試みの第一歩として、まず根元的な部分に相当する両国の記録上の初見、またはそれと前後する上掲の諸文献の当該記事について検討を行い、韓国と日本の両国が当時この島嶼に対してどのような認識を持っていたか、またそれがどのような意味を持つのかについて考えてみたい。

1. 韓国の鬱陵島認識

(1) 『三国史記』および『三国遺事』に見える鬱陵島(于山国)

ここでは韓国に現存する文献のうち、鬱陵島に関する最も古い時代の記録に属する『三国史記』と『三国遺事』の記事に対する検討を通じて当時の韓国の人々の鬱陵島認識を考えてみたい。

上述のように『三国史記』は現存する韓国最古の歴史書であり、高麗第17代の王である仁宗(在位:1123年-1147年)の命令により金富軾らが1143年に執筆を開始して、1145年に完成させた紀伝体の正史である。時代的には三国時代から統一新羅時代末期までを対象としていて「新羅本紀」「高句麗本紀」「百濟本紀」「年表」「雜誌」「列伝」から成っており、このうち「新羅本紀」と「列伝」に于山国に関する記事が見られる。

まず「新羅本紀」に見える鬱陵島(于山国)関連の記録は以下の通りである。

13年(512年)6月に于山国が降伏し、年ごとにその地の産物を貢上するようになった。于山国は溟州(江陵)の真東の海上にある島で、あるいは鬱陵島とも言い、その地は方一百里。(于山人は)嶮を恃んで服さなかったので伊滄異斯夫を何瑟羅州の軍主となし、彼らを服属させることになった。(異斯夫は)于山人は愚かでありながらも強悍なので、彼らを威勢を以て屈服させるのは難しいが、計略を以てすれば服属させることができようと言って多数の木製の獅子の人形を造り、戦船に分載してその国の海岸に至った。そこで騙して告げて「汝らももし降伏しなければ、この猛獣を放って全員踏み殺してしまうぞ」と言った。于山人の人々は恐れて降伏した。(『三国史記』巻第4、新羅本紀、智証麻立干)⁴⁾

さて、この記録を通じて把握できる于山国像について見てゆくと、まず「その地の産物」すなわち原文に見える「土宜」とは「土地に適する農作物」「その地の産物、土産物」を

4) 十三年夏六月。于山国帰服。歳以土宜為貢。于山国在溟州正東海島。或名鬱陵島。地方一百里。恃嶮不服。伊滄異斯夫為何瑟羅州軍主。謂于山人愚悍。難以威來。可以計服。乃多造木偶師子。分載戰船。抵其国海岸。誑告曰。汝若不服。則放此猛獸踏殺之。国人恐懼則降。

意味するが、ここでは後者であろう。5) 于山国の中心であったと考えられる鬱陵島は韓国の陸地から130kmほど離れた絶海中の島であることから気候も海洋性気候を示す。こうした立地条件と韓国内陸部とは異なる気候条件とのために珍しい産物が多かったであろうことは想像に難くない。後世の史料では鬱陵島の珍奇な産物、土産物として「紫胡(さいこ)」「蒿本(さはそらし、ヤブニンジン)」「石南草(とべら)」「大竹」「大鼠」「大桃核」「大鰻魚(あわび)」「水牛皮(アシカの皮か)」「生苧(からむし)」「綿子(まわた)」「検樸木」「沙鉄」「石鐘乳」「生鮑」などが挙げられている。したがって新羅に服属した于山国が貢上した「土宜」もこのような物か、あるいはこれらの一部であったのではないかと推察される。

次に于山国の所在地については『三国史記』の記事の中に「于山国在溟州正東海島。或名鬱陵島」とあることから鬱陵島がその中心であったという事実には異論の余地があるまい。

次に「新羅本紀」の于山国征討記事に見える新羅の于山国に対する認識として「愚悍」を挙げることができる。新羅人は于山国の人々を「悍」ではあるが「愚」であると考えたことが異斯夫が木製獅子を利用した計略を用いる理由になり、結局はその計略に屈するのだが、これに似た表現が『三国史記』の高句麗本紀に見える。

11年夏4月、王が群臣に言った。「鮮卑が自身らの領土の地勢が険しいことを恃んで我々と和親しようとせず、情勢が有利と見るや出てきて略奪し、不利と見るや籠って守備をかためるので国の憂いとなっている。もしこれを下すことのできる者がいれば私が大きな賞を与えよう」と。その時扶芬奴が進み出て言うには「鮮卑は地勢が険しい国であり、人が勇敢であり愚直であるので力で以て戦うことは難しいですが、謀を以てすれば彼等を屈服させることは容易であります」と。(『三国史記』卷第13 高句麗本紀 第1 琉璃王) 6)

鮮卑はもともとは中国北部にいた遊牧民族であり、引用した記事の琉璃王の時に扶芬奴の計略により征討されて高句麗の「属国」となるのだが、ここで使用されている表現のうち下線を引いた部分⁵⁾は新羅(異斯夫)の于山国に対する認識と類似していることに注目される。このような考え方が当時、華夷思想により野蛮とされた周辺民族および周辺国に対する朝鮮三国の一般的認識だったと言えよう。

次に『三国史記』「列伝」に見える于山国関連の記事は以下の通りである。

異斯夫(あるいは苔宗とも言う)は姓は金氏で、奈勿王の四世孫である。智度路王(智証王)の時に沿海の辺官となった。彼は居道の馬戯で伽耶(あるいは加羅と言う)国を取り、

5) 遊于外境、以本土所産之物送人曰土宜。(『類書纂要』)

6) 十一年夏四月。王謂羣臣曰。鮮卑恃險。不我和親。利則出抄。不利則人守。為国之患。若有人能折此者。我將重賞之。扶芬奴進曰。鮮卑險固之國。人勇而愚。難以力闕。易以謀屈。

智証王13年には阿瑟羅州の軍主になった。彼は于山国を併合しようと謀って言うには「その国の人は愚かでありながらも強悍なので威勢を以て屈服させるのは難しいが、計略を以てすれば服属させることができよう」と。多数の木製の獅子の人形を造り、戦船に分載してその国の海岸に至った。そこで詐って「汝らがもし降伏しなければ、この猛獣を放ち全員踏み殺してしまうぞ」と言った。于山国の人々は恐れて降伏した。(『三国史記』巻第44列伝第四 異斯夫)⁷⁾

この部分は于山国を討った異斯夫の伝記的な内容である。異斯夫の出自、履歴などは「新羅本紀」に見えない記事があるが、于山国征討に関する全般的な内容は「新羅本紀」に見えるそれとほぼ共通している。ここで注目すべきは異斯夫の履歴の中で伽耶(或云加羅)国を取ったことについて言及して点であろう。これは当時の新羅人が于山「国」を伽耶「国」とほぼ同等な存在として認識していたためであろう。この記述から于山国が独立国としての体制を備えていたであろうことが推察される。

さて、次に『三国遺事』に見える関連記事に見られる鬱陵島に対する認識について検討してみたい。『三国遺事』は13世紀末に仏教僧である一然によって執筆されたとされる私撰史書であり、『三国史記』に次いで二番目に古い歴史書とされる。三国時代およびそれ以前の歴史を記述しているが、官撰史書である『三国史記』とはやや性格を異にし、逸話や民話などを多く収録している。巻1に「王暦」第1と「紀異」第1を、巻2に「紀異」第2を、巻3に「興法」第3と塔像第4を、巻4に「義解」第5、巻5に「神呪」第6と「感通」第7と「避隱」第8および「孝善」第9をそれぞれ収録している。このうち巻1の智哲老王条に鬱陵島に関する記事が見られる。

第22代智哲老王の姓は金氏。名は智大路または智度路といい、諡号は智証。諡号を使用するのはここに始まった。また新羅の言葉で王を「麻立干」というのもこの王の時に始まった。王は永元2年庚辰(500年)に即位した。(辛巳ともいうが、そうであるなら永元3年である)(中略)また阿瑟羅州(今の溟州)の東の海中に順風なら二日程かかる所に于陵島(今の表記は羽陵)があってこの島の周廻は26,730歩である。この島夷は海の水深が深いことを恃み、驕慢で臣従しようとしなかった。そこで王は伊浪朴伊宗に命じて兵を率いて討たせた。伊宗は木で獅子を作り大きな船に載せて脅して言うには「降伏しなければこの獣を放つぞ」と。島夷らは恐れて降伏した。そこで伊宗を賞して州伯とした。(『三国遺事』巻第1 智哲老王)⁸⁾

7) 異斯夫。(或云苔宗)姓金氏。奈勿王四世孫。智度路王時。為沿辺官。夔居道權謀。以馬戲誤伽耶(或云加羅)国取之。至十三年壬辰。為阿瑟羅州軍主。謀并于山国。謂其国人愚悍。難以威降。可以計服。乃多造木偶師子。分載戰缸。抵其国海岸。詐告曰。汝若不服。則放此猛獸踏殺之。其人恐懼則降。

8) 第二十二智哲老王。姓金氏。名智大路。又智度路。諡曰智証。諡号始于此。又郷称王為麻立干者。自此王始。王以永元二年庚辰即位(惑云辛巳則三年也)(中略)又阿瑟羅州(今溟州)東海中。便風二日程有于陵島(今作羽陵)。周廻二万六千七百三十歩。島夷恃其水深。驕傲不臣。王命伊浪朴伊宗將兵討之。宗作木偶師子。載於大艦之上。威之云。不降則放此獸。島夷畏而降。賞伊宗為州伯。

この記事が『三国史記』の記録と比較してみると、まず「便風二日程」と行程に所要する時間が記述されていることが目につく。次に気が付くのが『三国遺事』では「于山国」という名称は使用されておらず「于陵島」としている点である。于山国の疆域は周辺の島嶼まで含んだと考えられるが、ここではその中心であった「于陵島」についてのみ記述したものであろう。したがって領域を表すのに「周廻」を以てしている。そしてその大きさは「26,730歩」であるという。新羅は初期には1尺=22.4cmの漢尺を使用したか、統一新羅時代には1尺=29.7cmの唐大尺を採用したとされる。⁹⁾いずれにせよ1歩=6尺と考えられるので、26,730歩は前者に基づけば35.92km、後者に基づけば47.63kmとなる。上で見たように鬱陵島の海岸線は約42kmであるから、後者の値に比較的近いと言えよう。『三国遺事』の記事がどのような度量衡に基づいて書かれているかは今後更に研究しなければならないが、当時の人々が鬱陵島の大きさについて大体において正確な知識を持っていたことがわかる。

次に『三国遺事』では鬱陵島の人々を「島夷」と呼んでいる点が注目される。「島夷」は海島に住む野蛮人を意味するが、一般に「夷」は東方の野蛮人を言うことが多い。次項で新羅の四方意識=天下観について検討するが、新羅から見て鬱陵島は東方に存在するためそこに住む人々を「夷」としたものであろう。具体的にどのような人々と見ていたかは「島夷恃其水深。驕傲不臣」という表現にあらわれている。『三国遺事』では『三国史記』のように「愚」「悍」のような表現は使用されていないが、朴伊宗の木偶獅子を本当の獣と間違えて恐れをなし降伏してしまう姿は結局「島夷」は「驕傲」ではあるが「愚」であるという認識が表れていると言えよう。

さて、ここまで『三国史記』と『三国遺事』に見える鬱陵島(于山国)関連の記事を検討してきたが新羅の人々が鬱陵島(于山国)をどのように認識していたかまとめてみたい。まず『三国史記』の記事には

- ① 于山国は鬱陵島(または鬱陵島を中心とする地域)に存在していた。
- ② 512年6月に于山国が降伏し、以後年ごとにその地の産物を貢上するようになった。
- ③ 于山国の疆域は「方一百里」である。
- ④ 于山国の人々は「悍」ではあるが「愚」である。
- ⑤ 于山国は伽耶(加羅)国と並べ称するだけの体制を備えた国家である。

との認識が表れている。次に『三国遺事』の記事から新羅人が、

- ⑥ 于陵島(羽陵島)は阿瑟羅州(溟州)の東の海中、順風なら2日程かかる所にある。
- ⑦ 于陵島の周廻は26,730歩である。
- ⑧ 于陵島の人々は新羅の東の島に住む「夷」である。
- ⑨ 于陵島の人々は海の水深が深いことを好み、驕慢で臣従しようとしなかった。

9) 李宗峯(2001)『韓国中世度量衡制研究』도서출판해안, p.14

⑩「島夷」は「驕傲」ではあるが「愚」である。

と把握していたことがわかる。

ところで、ここまで見てきた『三国史記』と『三国遺事』の記事はひとり鬱陵島だけでなく独島/竹島の問題とも関連している。すなわち『三国史記』の于山国は鬱陵島だけを指すのか、または独島/竹島を含む周辺の島嶼までその領域としていたのかという問題である。

独島/竹島も于山国の一部であったとする論者の見解は、例えば「于山国は古代部族国家の邑落国家をなし、(その地の人々は)半農半漁の生活をして暮っていた。その領域は可視距離内に位置する独島を含み、鬱陵島周辺の全ての小島嶼を含む。独島は鬱陵島の付属島嶼であり西暦512年(智証王13年)に鬱陵島が新羅に降伏したのにもない新羅の領土となり、韓半島の歴史と文化圏に編入されたのである」¹⁰⁾というものである。

一方独島/竹島は于山国に含まれなかったとする見解もある。それは例えば「竹島＝独島をア priori に鬱陵島の属島とみなす観点から、それが当然于山国の版図にすでに入っていたはずとする見解が、韓国の一部にあるが、遠く離れた無人島であった竹島＝独島が于山国の版図に入っていたという直接の証拠はまだない。」¹¹⁾というものである。

この点について史料に即した場合どう考えればよいだろうか。まず、上で見た③の「于山国の疆域は方一百里である」が事実であったとすると「方一百里」の「一百里」を正方形の「一辺の長さ・距離」と考えた場合、一辺を約40kmとする四方の領域ということになり、于山国の領域は鬱陵島(東西約10km、南北約9.5km)を中心とし、周辺海域とその領域に存在する付属島嶼まで含んでいたことになる。この場合、竹嶼や観音島など鬱陵島近傍の付属島嶼は于山国の領域に含まれていたと考えてよかろう。しかし鬱陵島と独島/竹島は87.4km離れているため③を基準にするとその領域からはずれることになる。また「方〇〇里」の〇〇を四方、換言すれば「周の長さ」を示すと考えた場合、一辺は25里すなわち約10kmとなり、「地方一百里」は実際の鬱陵島の大きさとほぼ一致する。この場合も上と同様である。

また『三国遺事』には于山国という呼称が記されておらず、⑦の「周廻は26,730歩である」も上で検討したように于陵島(鬱陵島)だけを指していると思われ、そのうえ『三国史記』も『三国遺事』も周辺の付属島嶼については何ら言及していない。

しかしながら独島/竹島が鬱陵島からの可視距離にあることは事実であり、于山国の中心であった鬱陵島の人々が独島/竹島の存在を認識していた可能性は高い。加えて于山「国」という呼称はただ単に鬱陵「島」だけを指すのではなく、周辺の島嶼をも包含していたとする指摘¹²⁾などを勘案すると結論的には『三国史記』と『三国遺事』の関連記事

10) 김병렬(2005)『독도자료집 I』동북아평화를 위한 바른 역사정립기획단. p.6

11) 梶村秀樹(1992)『朝鮮史と日本人』(梶村秀樹著作集 第1巻) 明石書店. p.331

には独島/竹島の存在や独島/竹島が于山国の一部であったことを示す直接的な文言は認められないが、地理的位置関係から推測すると于山国の人々が独島/竹島の存在を知っており、自らの版図の一部であると考えていた可能性は充分にある、とするのが穏当であろうと思われる。

(2) 新羅の天下観と鬱陵島

上で韓国における鬱陵島関連の最古の史料と言える『三国史記』および『三国遺事』から窺うことのできる新羅の鬱陵島(于山国)に対する認識について見たが、次にここではこうした認識、また新羅の于山国への派兵が当時の新羅の天下観とどのような関係を持つものであったのかについて触れてみたい。

『三国志』魏志東夷伝辰韓条によると3世紀ごろの辰韓地域は12国に別れていたというが¹³⁾、その後慶州地方を根拠地とした斯盧国が台頭し、4世紀後半には各地の首長層との連合を強めていった。だが南下する高句麗の前に新羅は「属民」¹⁴⁾となり、高句麗の徳化の及ぶ範囲内に編入されると見られる。こうした事情もあって高句麗や百済に比べて国家の形成の遅れていた新羅が飛躍的な発展を遂げるのがまさに6世紀のことであった。上で見たように新羅の異斯夫が鬱陵島に存在した于山国を降伏させたのは512年(智証王13)6月のこととされるが、『三国史記』に

4年(503)10月に群臣らが王に申し上げるには「始祖の創業以来、国号が未だに定まっておられません。或は斯羅と言ひ、或は斯盧と言ひ、或は新羅と言っておりますが、臣等が考えますには『新』は徳業が日々に新たであるという事を意味し、『羅』は四方を網羅するという事を意味します。したがって国号を新羅とするのがよいかと存じます。また、いにしえより国家を有するものは、皆帝または王と称してきましたが、我が国では始祖が建国して以来、今に至るまで22世にわたりその称号を地元の言葉で呼び、正しい尊号を定めておりません。今群臣らの一致した意思により謹んで新羅国王の称号を差し上げます」と。王はこれに従った。(『三国史記』卷第4 新羅本紀第4 智証麻立干)¹⁵⁾

とあるように、智証王の時代はそれまで「斯羅」「斯盧」「新羅」等と一定していなかった国号を「新羅」と定め「王」号の使用が開始された時期であるとされている。このことは金石文からも確認することができる。1989年に慶尚北道迎日で発見された「迎日冷

12) 권오엽(2007)「신라국과 우산국」『일어교육』39, 한국일본어교육학회, p.146

13) 辰韓在馬韓之東(中略)今有名之為秦韓者。始有六国、稍分為十二国(『三国志』魏志東夷伝、辰韓条)

14) 百殘新羅旧是属民、由来朝貢(広開土王碑文)

15) 四年冬十月。群臣上言。始祖創業已来。国名未定。或称斯羅。或称斯盧。或言新羅。臣等以為新者徳業日新。羅者網羅四方之義。則其為国号宜矣。又觀自古有国家者。皆称帝称王。自我始祖立国。至今二十二世。但称方言。未正尊号。今群臣一意。謹上号新羅国王。王從之。

水里碑(503年立碑と推定)でも「至都盧葛文王」と智証王のことを「王」としているのである。

次に「新羅」という国号に関して言うと『三国史記』では「新」は徳業が日々に新たであることを意味し「羅」は四方を網羅することを意味すると説明されているが、これはそれまでの王により蓄積されてきた徳業を新たに改めて整理し、四方を網羅するということであり、智証王代に確定した「新羅」という国号はすなわち自国を中心とする天下の秩序を新たに整備、実現しようという意志が込められたものと見ることができよう。

またここで言及されている「四方」は「天下」と通ずる言葉であることから「四方を網羅する」ということはすなわち「天下を網羅する」ことであると言い換えることができる。新羅は周辺国と争いながら自国の国力の伸長に努めてきたが、それを正当化する論理が自国を四方の中心とする独自の「天」意識に基づく天下観であった。このことは1988年に慶尚北道蔚珍郡竹辺面鳳坪里で発見された「蔚珍鳳坪碑(524年立碑)」に「立石碑人喙部博士干時教之若此者誓罪於天」と見え、この「天」が新羅独自の「天」の表明であり、従来属していた高句麗の「天」から新たに新羅の「天」に王命の遵守を誓うことになったことが指摘されている¹⁶⁾ことから裏付けられるであろう。また時代はやや下り真興王(540年-576年)の時期のものになるが、1978年に忠清北道丹陽郡で発見された545年前後に建てられたと思われる「丹陽赤城碑」には竹嶺を越え赤城を奪取した真興王は新付の住民らに対して外位の授与、赤城守備役の免除などさまざまな恩典を与えており、領域の拡大にともなう領民化とともに新羅王の徳を示そうという中華思想的な意識が見られる。さらに同じく真興王が568年ごろ咸南利原郡(磨雲嶺碑)、咸南咸興郡(黄草嶺碑)、京畿道高陽郡(北漢山碑)などに建てた「管境巡狩碑」には共通して「因斯四方託境、広獲民土。隣国誓信和、使交通」と見え、「帝王建号」「朕」「蒙天恩」などの語が見えることから当時の新羅王権が自らを世界の中心に据え、独自の四方意識、華夷思想を持っていたことがわかる¹⁷⁾。智証王の時代に確定された「新羅」という国号にはこうした観念が集約的に表わされているのである。

それではこのような新羅の天下観と密接な関連を持つ四方(東・西・南・北)にはどのような勢力が存在していたのであろうか。まず、東には倭が、西には百済が、南には伽耶が、北には高句麗をはじめ濊、靺鞨などが存在していた。このうち東方の倭との関係を『三国史記』を見ると、その大部分が倭の侵略と新羅によるその疆域からの撃退に関する記事である。相互交流を思わせる「交聘」や「来聘」の記事も見えるが、こうした場合も積極的だったのは倭のほうであり、新羅はどちらかというと消極的であったと言える。つまり新

16) 酒寄雅志(2001)『渤海と古代の日本』校倉書房、p.443

17) 権静(2004)「韓・日の5世紀から6世紀にかけての文字の内部化」『韓国日本文化学報』21, 한국일본문화학회, p.225

羅は倭との交渉に消極的であり、倭を拒絶し自国を中心とする世界観に含めようとしなかったと見る事ができるのである。¹⁸⁾

このように倭を自国の世界観から除外しようとしている状況では西(百濟)、南(伽耶)、北(高句麗等)のみ存在し、東方が欠落してしまうことになり、新羅の世界観、すなわち自国をその徳を慕って四方の周辺国が帰服してくる天下の中心であることを確認しようとする意図に問題が生じることになる。そして新羅は東方に存在する勢力としての倭に代わる他の勢力の存在を必要としていた。その必要性によって行なわれたのが于山国への派兵であった。新羅は于山国の降伏により東方を備えることに成功したことになる。従って于山国への派兵は単なる領域の拡大だけではなく自国を中心とする天下観の完成という意味を持っていたと言える。

智証王の時代に新羅は州郡県制度を定め、異斯夫を軍主に任命するなどさまざまな制度を整備に努め独自の世界観の実現を試みており、こうした事実も于山国の征伐とともに自国を中心とする天下観の実現のための作業の一環と見る事ができよう。また、于山国自体も上で見たように伽耶(加羅)国と並べ称せられるだけの体制を備えた国家であった。于山国は新羅が東方の勢力としてみなすだけの国力を持つ存在であったのである。新羅の于山国に対する認識と派兵の背景として上記のような天下観の存在は無視できないであろう。

2. 日本の鬱陵島認識

(1) 『権記』 『本朝麗藻』 『公任集』 などに見える鬱陵島

ここでは日本において鬱陵島はいつ頃から認知され、また当時の日本人が鬱陵島に対してどのような認識を持っていたかについて見てみたい。現存する日本の文献における鬱陵島関連記事のうち、古いものとしては『権記』 『本朝麗藻』 『公任集』 『狭衣物語』などを挙げることができるが、この中でも年月日がはっきりとわかるのは藤原行成(972-1027)の日記『権記』の1004年(寛弘元)3月7日条である。

七日辛卯 参内、左大臣就陣給、申所宛文、(左大弁被候、史忠国)被定安房守秀俊申雑事六ヶ条、上総国司申三ヶ条、下総国守忠能申五ヶ条、近江守知章朝臣申六ヶ条、下野守為元申四ヶ条、陸奥守道貞朝臣申五ヶ条、丹後守行衡申二ヶ条、因幡国言上于陵嶋人十一人事等、定文在別、又被定季御読経事、又西大寺別当仁宗秩満替、紀伊国前司景理過事、了余申好明寺加举本稻有見物之由、有新司返牒、殊可被副過字、又仁宗替者、以薬師寺権別当輔静可被任歟、諸卿一同被申

18) 권오엽(2006) 「『삼국사기』의 박혁거세신화 —신라의 세계관과 우산국—」 『韓國日本文化學報』 31, 한국일본문화학회, p.443

此由、有内文、左衛門督、左大弁

このように『権記』1004年(寛弘元)3月7日条には諸国からの申文の一つとして「因幡国言上于陵嶋人十一人事」との記述が見える。ところでこの記事だけでは「于陵嶋人」に関してどのようなことを因幡国が言上してきたのか明確ではない。¹⁹⁾しかし、断定こそできないものの「于陵嶋人十一人事」とは鬱陵島人の乗った船が海で難破し、因幡国(現在の鳥取県東部)にそのうちの11名が漂着したことを指しているのではないかと推定される。そしてこうした推定を可能にさせるのが『本朝麗藻』所収の源為憲(?-1011)の詩である。『本朝麗藻』は『権記』の上の記事とほぼ同時代に賦された作品を収めた漢詩集で、高階積善(?-1014?)の編と言われる。1007年(寛弘4)-1008年(寛弘5)ごろの成立で、当時の一条朝詩壇を代表する文人、公卿、宮廷官人らの漢詩を収めているが、この中に鬱陵島と関連があると思われる詩が2首収載されているのである。まず巻下、餞送部の源為憲の「代迂陵島人感皇恩詩(迂陵島の人に代はりて皇恩に感ずる詩)」は次のような詩である。

うりやうたう
代迂陵島人感皇恩詩 (迂陵島の人に代はりて皇恩に感ずる詩) 源為憲

遠来殊俗感皇恩 (遠来しゆぞくの殊俗しゆぞくすら皇恩に感ぜり)

彼不能言我代言 (彼は言ふこと能はざれば我代はりて言はむ)

一葦先摧身殆没 (一葦先づ摧けて身は殆いひしく没ぼつまむとす)

孤蓬暗転命纔存 (孤蓬暗に転じて命ぞ纔かに存めたる)

故郷有母秋風涙 (故郷に母有り秋風の涙)

旅館无人暮雨魂 (旅館に人无し暮雨の魂)

豈慮紫泥許歸去 (豈に慮ひきや紫泥の歸り去ぬることを許したまはむとは)

望雲遙指旧家園 (雲を望みて遙かに指さすは旧の家の園ならむ)²⁰⁾

『三宝絵詞』を撰したことで有名な源為憲は一条朝を代表する文人であるが²¹⁾、この

19) 内藤正中(2000)『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』(多賀出版)はこの記事をもって「因幡国に于陵島人11名が漂着したことが報告された」(p.15)としているが、どのような根拠によるかは不明である。また「そこには『高麗蕃徒芋陵島人漂至因幡』『給資糧回帰本国』とある(p.15)」としているが、『権記』にはこうした文言は見えない。これは後世『大日本史』の編者が『本朝麗藻』等の記事をもとに記した記事である。

20) 読み下し文は川口久雄ほか編(1993)『本朝麗藻簡注』(勉誠社)による。

21) 例えば藤原道長は1007年(寛弘4)4月25日、26日に内裏で「所貴是賢才」の題で催された詩宴に関して日記『御堂関白記』に「二十六日、辰時、献序、此召人等献作文、……文人、為憲、孝道、善言、弘道、以言、業直、輔尹、為時(下略)などと源為憲を文人の筆頭に挙げている。

詩は鬱陵島人が自ら作ったものではなく、鬱陵島人の心情を為憲が代弁するという形になっている。この詩の内容がそのまま鬱陵島人の心であるとは考えられないが、それだけに当時の日本人が「かくあるべき」と考えた鬱陵島人の姿が表れていると思われる。さて、この詩に表れている鬱陵島(人)に対する認識は、まず彼らを「遠来の殊俗」としている点である。「殊」はここでは「異なる」という意味であるので、源為憲は鬱陵島人を風俗を異にする人々、外国人と見ていることがわかる。そして、為憲は鬱陵島人の代わりに詩を賦する理由を「彼不能言」すなわち彼らが日本語を話すことができないためだとしている。ここからこの時日本に漂着した鬱陵島人が日本人とは言語風俗を異にする人々だったことがわかる。詩は続いて「一葦」すなわち乗船が海上で難破し海に投げ出され、意識を失い「孤蓬」の如く海上を漂った鬱陵島人が危うくも助かった経緯に触れる。この部分の記述から鬱陵島人が遭難、漂着して日本に至ったことが知られるのである。次に「秋風」という言葉が見えるが、これは『権記』の「于陵嶋人」の記事が7月3日であることと照応している。そして日本に漂着した鬱陵島人は天皇の「紫泥(=詔書)」により帰国を許され²²⁾、その「皇恩」に感ずるというのがこの詩の大体の内容である。鬱陵島人が本当に天皇の恩に感謝したかどうかはともかく、当時の日本人である源為憲が鬱陵島人をそうあるべき存在として見ていたことが察せられよう。『本朝麗藻』にはさらにもう1首、鬱陵島人に関係のある漢詩が収録されている。

高麗蕃徒之中有新羅国迂陵嶋人折兢悦之者。其文不優、頗知詩篇。臨別之日、予与一篇。(高麗蕃徒の中に新羅国迂陵嶋の人折兢悦といふ者有り。其の文は優れざれども、頗る詩篇を知る。別れに臨む日、予一篇を与ふ。) 勘解相公

我尋京洛辞雲去 (我は京洛を尋ねむとして雲に辞して去にき)
 君赴高麗棹浪帰 (君は高麗に赴かむとして浪に棹して帰る)
 後会難期何歲月 (後会期し難し何れの歲月ぞ)
 秋風宜使雁書飛 (秋風宜しく雁書を飛ばしむべし)

まずこの詩では前書に高麗「蕃徒」とあることが当時の日本人の高麗に対する認識を表していると言える。日本には他の東アジア諸国と同様に奈良時代以来、自国を中華、周辺国を蕃国とする思想があった。その蕃国の人々は「蕃人」、それらの国からの使節は

22) 『続日本紀』774年(宝亀5)5月朔庚子に「乙卯、勅大宰府曰、比年、新羅蕃人、頻有来着。尋其由縁、多非投化。忽被風漂、無由引還、留为我民。謂本主何。自今以後、如此之色、宜皆放還、以示弘恕。如有船破及絶粮者、所司量事、令得帰計」との記事が見える。この時の鬱陵島人もこうした方針に基づき本国に送還されたものであろう。

「蕃客」などと呼ばれた。これは『公式令集解』詔書式条に引く古記が「隣国者大唐、蕃国者新羅」としており、同じく賦役令16では外蕃と唐を対比させ、同条集解穴記では外蕃を高句麗、百濟、新羅等としている²³⁾のに通じる。同様に渤海も蕃国の扱いを受けていた。さらに漢詩集に関して言えば『懷風藻』以来、同様に周辺国を蕃国としてそれらの国からの使者を「蕃客」とし、宴において彼らと漢詩を唱和してきた伝統がある。『本朝麗藻』の詩が詠まれた当時は10世紀の東アジアの動乱を経て対外姿勢が消極化し、日本はいかなる国とも正式の外交関係を結ばないことを基本方針としていたが、「遠来の殊俗」である迂陵嶋人の漂着に際して上のような漢詩唱和の伝統が想起され、詩が与えられたものと思われる。

次に迂陵嶋人の名が「折兢悦」²⁴⁾と明記されていることが目を引く。「折」氏は18世紀後半、朝鮮時代英祖の頃に李宜顕が収集した『東国文献備考』氏族考に見える300余りの姓氏の中には見えず²⁵⁾、現代の韓国にもない姓氏であるが、当時の中国にはあった姓氏である。²⁶⁾この詩の作られた時代とほぼ同時代である中国宋代の人物として折可適、折惟昌、折可与、折御勲、折継世、折継閔、折彦質、折克行などが知られる。鬱陵島からやってきた折兢悦は「其文不優、頗知詩篇」とあることから文章をものす術を知り、少なからぬ詩篇を知っている知識人であったことがわかる。次に詩に「我尋京洛辞雲去」とあるのは、996年(長徳2)から1001年(長保3)まで大宰大貳として大宰府に赴任していた作者の勘解相公藤原有国(943-1011)がその任を終えて京都に帰ることを意味する。この点を参考にするならば、この詩が大宰府の地で詠まれた可能性も指摘できよう。そして「君赴高麗棹浪帰」は鬱陵島人も上京する有国自身と同じように、遠い道程を海路はるばる高麗へ帰ってゆくということを意味する。

ところでここで問題となるのが、もしこの詩が作られたのが有国の帰洛の年である1001年(長保3)である²⁷⁾とすると、最初に見た『権記』の「于陵嶋人」の記事(1004年3月7日)とは3年のズレが生ずることになり、有国の詩は『権記』の「于陵嶋人」とは別の鬱陵島人と離別を惜しんで賦された詩ということになる点である。むろん、3年前の自身の大宰府から京都への旅を回想してここに記したと考えられなくもないが、いささか不自然である。本稿では『権記』の「于陵嶋人」とは別の機会に詠まれた可能性を指摘するのにとどめ、この点についてはなお後考を俟ちたい。続く第3、第4句目の「後会難期何歲月」「秋風宜使雁書飛」は紋切り型の感は否めないが、純粹に鬱陵島人との別れを惜しんでいるものと

23) 鈴木靖民(1985)『古代対外関係史の研究』吉川弘文館. p.191

24) 異本には「折」が「忻」となっているものもある。

25) 鮎貝房之進(1987)『朝鮮姓氏・族制考』国書刊行会(復刻版). pp.42-45

26) 折氏、望出西河、宋為大姓、世守麟州。(通志、氏族略、入声)

27) 川口久雄ほか編(1993)『本朝麗藻簡注』(勉誠社)では作詩年代を1001年(長保3)としている。(p.354)

解釈してよからう。

さて次に同時代の和歌集である『公任集』にも鬱陵島と関連のある歌が見える。その歌は次の通りである。

しらぎのうるまの島人きてこゝの人のいふ事もしらずときかせ給て、返り事聞えざりける人に
 199 おぼつかなうるまの島の人なれや我恨るをしらずがほなる
 返し
 200 遙なるその島人の言の葉をちるとは見けん風の便に

『公任集』は藤原公任(966-1041)の私家集で、1044年(長久5)ごろの成立と言われるが、ここでは「于陵嶋(迂陵嶋)」ではなく「うるまの島」となっている。「うるま」の語源については「うるしまの略」とする説²⁸⁾や「울(ul)+ 뫼(moe)」とする説²⁹⁾などがあるが、「うるまの島」が鬱陵島を指すと見て間違いはないであろう。さて、この藤原公任の和歌で指摘すべきは鬱陵島を「しらぎの」うるまの島としている点と「こゝの人のいふ事もしらず」の2点であろう。王朝としての「新羅」は935年に既に滅んでいるが、70年が経過したこの時点でも前代の王朝名が記憶され使われていたものであろうか。「こゝの人のいふ事もしらず」は「日本人の言葉を聞いてもわからない」「日本人と言葉が通じない」という意味である。上で見た『本朝麗藻』の源為憲の「彼不能言」と通じるものであり、鬱陵島の人言葉の通じない外国人であるという認識である。公任はこのうるまの島(鬱陵島)人が日本語を解さないという話を聞き、恋文を送っても一向に返事を寄越さない女性に、ひょっとしてあなたは鬱陵島の人ではないのかと詠んだものである。

この時の鬱陵島人と言語が通じないという出来事が印象的だったためか、鬱陵島人に対するこのような認識は11世紀の京都でかなり広く知られていたようである。11世紀中頃から後半の成立とされる『狭衣物語』にも上の如き認識が反映された記述が見える。

なほ、ただ消え入り消え入り、扇をうちたたみ、広げ、鳴らしつつ、そぼれ、笑ふけはひども、なほ、いともぐるほしければ、少しほほ笑みて「こは、いかに。うるまの島の人ともおぼえはべれ」とて後ろ目にただならぬ御けしき、御簾の内までこぼれ入るんと身ゆる御愛敬など、まことの人に見せまほしかりけり。(『狭衣物語』巻1)

これは人並みならぬ優れた容貌を持つ狭衣の君が今姫君のもとに立ち寄った際に、そこにいた女房らに声をかけたのだが、その余りの美貌にうろたえた女房らが互いに返答をしようとせず、ある者は大笑いをし、ある者はそそくさと走り去り、またある者は扇を畳んだり広げたりして鳴らしているなど常軌を逸して一向に要領を得ないため「これはどうしたことでしょ

28) 伊井春樹ほか編(1993)『公任集全釈』風間書房。p.200など

29) 박기성(1995)『울릉도』대원사。p.72

う。あなた方は、言葉の通じない、うるまの島の人みたいに思われます」³⁰⁾と述べる場面である。このように『狭衣物語』が書かれた11世紀後半当時、京都の宮廷では「うるまの島の人」と言えば「こちらの言うこと(日本語)を解さぬ、言葉の通じない人」という共通認識があったことがわかる。しかし「うるまの島」がどの島を指すのかという事実は次第に忘れ去られ、里村紹巴(1524-1602)の手による『狭衣物語』の注釈書『下紐』では「琉球をうるまの嶋と云と也」とし、滝沢馬琴の椿説弓張月、付録「為朝神社并南嶋地名弁略」は『下紐』説をうけて「琉球の事にあらず。台湾といふといふ説あり。しかれども下紐にうるまの島とは琉球なりとあるに随ん歟なほ尋ぬべし」とする³¹⁾など後世には「うるまの島」を琉球あるいは台湾とする説が生まれるが、同島を「しらぎ」の島とする『公任集』などの記述からすると11世紀には「うるまの島」が鬱陵島を指していたことはほぼ確実である。

(2) 日本の11世紀の鬱陵島認識

上で日本の11世紀の文献である『権記』『本朝麗藻』『公任集』『狭衣物語』などに見える鬱陵島関係の記事について検討を行なったが、ここではそれらの史料に表れている当時の日本人の鬱陵島および鬱陵島人に対する認識について抽出、整理してみたい。

まず『権記』には「因幡国言上于陵嶋人十一人事」とだけあって藤原行成は特に鬱陵島や鬱陵島人に対する認識を記していない。しかし『権記』のこの1004年(寛弘1)3月7日条に見える「于陵嶋人」が

- ① 「因幡」に漂着したと推定される。
- ② その人数が「十一人」であった。

ことは他の文献に見えない点であり、注意すべきであろう。田保橋潔氏は「(鬱陵島は)朝鮮人には固より、日本人にも夙に知られていた。国史上鬱陵島の名に見えるのは、一条天皇寛弘元年、芋陵島人漂流して因幡国に至るとあるを初見とするが、前後の事情から考へるに、山陰道の漁民が、同島の存在を知悉したのは遙かに遡り、或は上代既に山陰道より隠岐諸島、リヤンクウル島、鬱陵島を經由して、朝鮮国慶尚道、江原道に至る海路の発見せられて居たことなきを保し難い」³²⁾と『権記』のこの記録より遙かに以前の上代において既に山陰道→隠岐諸島→リヤンクウル島→慶尚道・江原道という海路が発見されていた可能性を指摘している。山陰道の漁民がこの航路を知っていたかどうかはともかく、1004年(寛弘1)の「于陵嶋人」がこの航路を反対からたどってきて「因幡」に漂着した可能性を指摘することもできよう。この点については内藤正中氏も「(渤海国使が)新羅と

30) 現代語訳は小町谷照彦ほか校注訳(1999)『狭衣物語①』(新編日本古典文学全集)小学館. p.107による。

31) 三谷栄一ほか校注(1982)『狭衣物語』(日本古典文学大系79)岩波書店. p.480

32) 田保橋潔(1931)「鬱陵島 その発見と領有」『青丘学叢』3, 青丘学会. p.13

の対抗関係が緩和された時期以降では、朝鮮半島東海岸に沿って南下し、鬱陵島から隠岐島を経由して、山陰海岸に到着したであろうことは十分に想定できるのである」³³⁾と渤海国使が数十次にわたって日本を訪れた8世紀から10世紀にかけて上記の海路が採られた可能性について言及し、更には渤海国使のうち入京できない者たちが地方の国府に滞在しその間に鬱陵島に対する情報をもたらされた可能性についても指摘している。こうした見解を参考にすれば因幡国府においても1004年(寛弘1)以前に既に鬱陵島の存在について把握、認識していた可能性があるであろう。またその人数が「十一人」であったことに関して言えば、この時の鬱陵島人の航海が単独で行なわれたのではなく、何らかの組織的な行動であったと推定される。彼らがどのような出自の人々でどのような目的を以て海に出たのかは残された史料からは知るよしもないが、彼ら一行のうちに詩を賦することのできる程度の知識を持つ者がいたことは『本朝麗藻』所収の勘解相公(藤原有国)の詩からも明らかである。

次に漢詩集『本朝麗藻』に収められている源為憲「代迂陵島人感皇恩詩(迂陵島の人に代はりて皇恩に感ずる詩)」には迂陵島(鬱陵島)人に対して

- ③ 「遠来の殊俗」すなわち風俗を異にする外国人である。
- ④ 日本語を話すことができない。
- ⑤ 「皇恩」に感謝すべき存在である。

との認識が表れている。

次に同じく『本朝麗藻』所収の勘解相公(藤原有国)の詩を通じて

- ⑥ 鬱陵島人「折兢悦」は文章を書く術を知り、頗る詩篇を知っていた。
- ⑦ 高麗の「蕃徒」である。
- ⑧ 再会は期しがたいものの「折兢悦」が秋風に託して消息を伝えたい相手であった。

ことなどを知ることができる。

さらに藤原公任の私家集である『公任集』所載の和歌に見える認識は、

- ⑨ 「うるまの島」は新羅の島である。
- ⑩ 「うるまの島」の人は日本人の言葉を聞いてもわからない。言葉が通じない。

というものである。

最後に11世紀中頃から後半の成立とされる『狭衣物語』では「うるまの島の人」とは

- ⑪ こちらの言うことを解さぬ、言葉の通じない人を指す

という意味の言葉として使用されており、当時の京都でこのような認識が一般的に共有されていたことを示唆している。

以上を要するに11世紀初頭に因幡の国に漂着した「于陵嶋人」11人(①②)は、日本人とは風俗の異なる新羅或いは高麗の外国人であり(③⑦⑨)、日本語を話すことができな

33) 内藤正中(2000)『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』多賀出版、p.17

かった(④⑩⑪)。彼らは天皇の詔書により帰国を許されたため「皇恩」に感謝している、またはそうあるべき存在であると思われていた(⑤)。彼ら一行の中には詩を解する者があり、その交流は人間的に惜別の情を起こさせるものであった(⑥⑧)。というのが11世紀初頭の日本の史料から窺うことのできる鬱陵島および鬱陵島人に対する認識であったとまとめることができよう。

おわりに

鬱陵島に関する記録上の初見、またはその前後の時期の文献である韓国の『三国史記』『三国遺事』および日本の『権記』『公任集』『本朝麗藻』『狭衣物語』の記事を通じて両国の鬱陵島に対する認識の起源について検討した。以下、上で見てきた内容についてまとめてみたい。

韓国の文献のうちまず『三国史記』(12世紀中頃の成立)には6世紀初頭に「方一百里」の疆域を持つ于山国が鬱陵島(または鬱陵島を中心とする地域)に存在しており、于山国は伽耶(加羅)国と並べ称するだけの体制を備えた国家であったが、新羅の軍主であった異斯夫の木製獅子を用いた計略により512年6月に降伏し、以後年ごとにその地の産物を貢上するようになった。于山国の人々は「悍」ではあるが「愚」であった、との認識が表れている。

次に『三国遺事』(13世紀末の成立)には于陵島(羽陵島)は阿瑟羅州(溟州)の東の海中、順風なら二日程かかる所にあり、その周廻は26,730歩である。于陵島の人々は新羅の東の島に住む「夷」であり、于陵島の人々は海の水深が深いことを好み、驕慢で臣従しようとしなかった。彼ら「島夷」は「驕傲」ではあるが「愚」であり、結局は伊浪朴伊宗の造った木製獅子を恐れて降伏した、との認識がうかがえる。

そしてこれらの記録に見える鬱陵島(于山国)に対する派兵は新羅の世界観、すなわち自国をその徳を慕って四方の周辺国が帰服してくる天下の中心と見る思想と関連していると考えることができる。新羅は自国を中心とする世界の完成のために東方に存在する勢力としての倭に代わる他の勢力の存在を必要としており、その必要性によって行なわれたのが于山国への派兵であった。従って于山国への派兵は単なる領域の拡大だけではなく自国を中心とする天下観の完成という意味を持っていたと言える。

一方、『権記』『本朝麗藻』『公任集』『狭衣物語』などの日本の11世紀の文献に見える鬱陵島および鬱陵島人に対する認識は、まず『権記』の記事からは因幡国に漂着した鬱陵島人の数が11名であり、この時の鬱陵島人の航海が単独で行なわれたのではなく、何らかの組織的な行動であったと推定されることが指摘できる。

次に漢詩集『本朝麗藻』には迂陵島(鬱陵島)人に対して「遠来の殊俗」すなわち風俗を異にする外国人であり、日本語を話すことができない。彼らは「皇恩」に感謝すべき存在である。(源為憲「代迂陵島人感皇恩詩」)、また鬱陵島人「折菟悦」は文章を書く術を知り、頗る詩篇を知っていた。彼らは高麗の「蕃徒」である。再会は期しがたいものの「折菟悦」が秋風に託して消息を伝えたい相手であった(勘解相公=藤原有国の漢詩)ことなどがうかがえる。またこうした詩は『懷風藻』に見える新羅使への送別の詩(10首)や『文華秀麗集』に見える渤海使への送別詩の系譜を引くものといえることができる。

さらに藤原公任の私家集である『公任集』(1044年頃の成立)所載の和歌からは「うるまの島」は新羅の島であり、「うるまの島」の人は日本人の言葉を聞いてもわからない。日本人と言葉が通じない。とみていた事実を知ることができる。

最後に『狭衣物語』(11世紀中頃から後半の成立)では、「うるま島の人」とはこちらの言うことを解さぬ、言葉の通じない人を指す言葉として使用されており、当時の京都の貴族たちの間にこのような認識が一般的に共有されていたことを示唆している。

以上をまとめると、11世紀初頭に因幡の国に漂着した「于陵嶋人」11人は、日本人とは風俗の異なる新羅或いは高麗の外国人であり、日本語を話すことができなかった。彼らは天皇の詔書により帰国を許されたため「皇恩」に感謝している、またはそうあるべき存在であると思われていた。彼ら一行の中には詩を解する者があり、その交流は人間的に惜別の情を起こさせるものであった。というのが11世紀初頭の日本の史料から窺うことのできる鬱陵島および鬱陵島人に対する認識であった。

結局のところ、鬱陵島(または于山国)に関する両国の記録のうち初見、またはそれに近い時期の文献を検討した結果、韓国の文献は鬱陵島を6世紀に明確に自らの版図に編入されたものと認識している一方で、日本の文献は鬱陵島(于陵嶋、うるまの島)および鬱陵島人をそれぞれ言語風俗の異なる外国、外国人とみなし、そこに住む人々は日本語を解さぬ言語の通じない外国人と考えていたことがわかる。鬱陵島は韓国と日本の間の海に浮かび、古くから両国の人々の交渉の舞台となり、時には領有権問題の対象ともなったが、両国の鬱陵島に対する認識の起源はこのようなものであったのである。

【参考文献】

- 권오엽(2006) 「『삼국사기』의 박혁거세신화 -신라의 세계관과 우산국-」 『韓國日本文化學報』 31, 韓國日本文化學會. p.443
- 권오엽(2007) 「신라국과 우산국」 『일어교육』 39, 한국일본어교육학회. p.146
- 権静(2004) 「韓・日の5世紀から6世紀にかけての文字の内部化」 『韓國日本文化學報』 21, 한국일본문화학회. p.225
- 金基協訳;中国國家計量總局編(1993) 『中国度量衡図集』 법인문화사.
- 김병렬(2005) 『독도자료집 I』 동북아평화를 위한 바른 역사정립기획단. p.6
- 박기성(1995) 『울릉도』 대원사. p.72
- 원종관 · 김상엽(1982) 『한반도에서의 제4계 화산활동에 관한 연구-울릉도-』 강원대학교. p.2
- 李宗峯(2001) 『韓國中世度量衡制研究』 圖書出版해안. p.14
- 鮎貝房之進(1987) 『朝鮮姓氏·族制考』(復刻版) 國書刊行會. pp.42-45
- 伊井春樹ほか編(1993) 『公任集全釈』 風間書房. pp.199-200
- 石母田正(1973) 「詩と蕃客」 『日本古代國家論』(第一部) 岩波書店. pp.355-359
- 犬養廉ほか編(1994) 『平安私家集』(新日本古典文學大系28) 岩波書店. pp.308-309
- 梶村秀樹(1992) 『朝鮮史と日本人』(梶村秀樹著作集第1卷) 明石書店. p.331
- 川口久雄ほか編(1993) 『本朝麗藻簡注』 勉誠社. pp.350-354
- 後藤昭雄(2005) 「一條朝詩壇と『本朝麗藻』」 『平安朝漢文學論考』(補訂版) 勉誠出版. pp.218-239
- 小町谷照彦ほか校注訳(1999) 『狹衣物語』 ①(新編日本古典文學全集29) 小学館. p.107
- 酒寄雅志(1984) 「記紀と『中華思想』」 『國文學 解釈と教材の研究』 29-11. p.109
- 酒寄雅志(2001) 『渤海と古代の日本』 校倉書房. pp.442-443
- 笹川種郎編;矢野太郎校訂(1982) 『權記2·帥記』(「増補史料大成」5) 臨川書店. p.7
- 鈴木靖民(1985) 『古代對外關係史の研究』 吉川弘文館. p.191
- 田保橋潔(1931) 「鬱陵島 その発見と領有」 『青丘學叢』 3, 青丘學會. pp.1-30
- 内藤正中(2002) 『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝關係史』 多賀出版. pp.16-17
- 三谷栄一ほか校注(1982) 『狹衣物語』(日本古典文學大系79) 岩波書店. p.86
- 村井章介(1995) 『東アジア往還 漢詩と外交』 朝日新聞社. pp.11-14

要 旨

本稿では鬱陵島に関する記録上の初見、またはその前後の時期の文献における韓国と日本の同島に対する認識について考察した。韓国の文献のうちまず『三国史記』には6世紀初頭に「方一百里」の疆域を持つ于山国が鬱陵島に存在しており、異斯夫の計略により512年6月に降伏、以後年ごとにその地の産物を貢上するようになった。于山国の人々は「悍」ではあるが「愚」であった、との認識が表れている。次に『三国遺事』には于陵島(羽陵島)は阿瑟羅州(溟州)の東の海中、順風なら二日程かかる所にあり、その周廻は26,730歩である。于陵島の人々は新羅の東の島に住む「夷」であり、于陵島の人々は海の水深が深いことを好み、驕慢で臣従しようとしなかった。彼ら「島夷」は「驕傲」ではあるが「愚」であり、結局は伊滄朴伊宗の木製獅子を恐れて降伏した、との認識がうかがえる。そしてこれらの記録に見える鬱陵島(于山国)に対する派兵は新羅の世界観、すなわち自国をその徳を慕って四方の周辺国が帰服してくる天下の中心と見る思想と関連していると考えることができる。

一方『権記』『本朝麗藻』『公任集』『狭衣物語』などの日本の11世紀の文献に見える鬱陵島および鬱陵島人に対する認識は以下の通りである。11世紀初頭に因幡の国に漂着した「于陵嶋人」11人は、日本人とは風俗の異なる新羅或いは高麗の外国人であり、日本語を話すことができなかった。彼らは天皇の詔書により帰国を許されたため「皇恩」に感謝している、またはそうあるべき存在であると思われていた。彼ら一行の中には詩を解する者がおり、その交流は人間的に惜別の情を起こさせるものであった。

結局、韓国の文献は鬱陵島を6世紀に明確に自らの版図に編入されたものと認識している一方で、日本の文献は鬱陵島(于陵嶋、うるまの島)および鬱陵島人をそれぞれ言語風俗の異なる外国、外国人とみなし、そこに住む人々は日本語を解さぬ言語の通じない外国人と考えていたことがわかる。鬱陵島は古くから韓日両国の人々の交渉の舞台となり、時には領土紛争の対象ともなったが、両国の鬱陵島に対する認識の起源はこのようなものであった。

キーワード：鬱陵島、于山国、于陵嶋、うるまの島、華夷思想、天下観

투 고 : 2008. 11. 30

1차 심사 : 2008. 12. 13

2차 심사 : 2008. 12. 27